

今年国勢調査の年です

日本の最も重要な統計調査です

- 住民記録とは関係なく、10月1日現在、普段住んでいる場所で、調査票に記入していただきます。
- 国勢調査は日本に住んでいる全ての人（外国人を含む）が対象で、回答が義務づけられています。
- 調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布・受け取りにうかがいます。郵送提出もできます。
- 今回の国勢調査から、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます。
- 国勢調査は未来の羅針盤として、私たちの生活にいかされます。
- 国勢調査調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。



国勢調査って何？

統計法に基づいて実施され、日本の人口と世帯の実態を把握する国の最も基本的で重要な統計調査です。

いつからはじまったの？

1回目は大正9年。以来ほぼ5年

ごとに行われており、今回の調査は20回目にあたります。

使用目的は？

少子・高齢化対策、雇用対策、将来推計人口の基礎資料など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

今回の調査の特徴は？

今回の調査は、東日本大震災後、初めての全数調査（全ての人が対象となる調査）であり、回答いただいた情報は、震災の影響による人口移動等を把握し、今後の復興計画の策定や復興状況の評価に利用されます。また、より便利に簡単に調査への回答ができるよう、これまでの紙の調査票だけではなく、パソコン・スマートフォン・タブレット端末から24時間いつでも回答することができます。

調査の内容は？

国勢調査は全数調査ですので、複雑なものではありません。「男女の別」「出生の年月」「就業状態」「世帯員の数」「住宅の種類」など17項目を調べます。

質問に答える義務はあるの？

答える義務があります。「統計法」及び「国勢調査令」において答える義務について規定しています。

統計調査を装った「かたり調査」に注意を！

最近、世帯を対象とした統計調査において、「かたり調査」が発生しています。

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にもつながりかねないので、ご注意ください。

なお、市では、調査の実施に際し、効果的な調査実施体制を整え、調査の万全を期するため、平成27年4月1日「平成27年国勢調査北秋田市実施本部」を設置しました。

◎お問い合わせ

国勢調査北秋田市実施本部
(総合政策課内) ☎62-6606



平成27年8月1日から 介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持していくため、費用負担の公平化を図るとともに、在宅医療と介護の連携や、認知症の方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

このたびの制度改正にご理解をお願いします。



①負担割合が変わります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、一定以上所得のある65歳以上の方について利用者負担割合が2割に変更となります。

対象者… 合計所得金額が160万円以上（年金収入のみの場合は年収280万円以上）の方

※ただし、同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合、その方たちの「年金収入とその他の合計所得金額」の合計額が、346万円未満の場合は1割負担になります。

※要介護認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付しますので、介護サービスを利用するとき、被保険者証とあわせてサービス事業者や施設に提出してください。

②高額介護サービス費の限度額の一部が変更となります

高額介護サービス費の限度額…同じ月に利用した介護サービス利用者の負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。

所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯は、負担の限度額が37,200円（月額）から **44,400円（月額）** に引き上げられます。

対象世帯… 住民税の課税所得が145万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※ただし、この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円未満、2人以上いる場合は収入合計額が520万円未満の世帯は、申請により37,200円になります。

③食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

施設入所等にかかる費用のうち、食費・居住費については、原則本人の自己負担となりますが、低所得の方（住民税非課税世帯）は、申請によりその食費・居住費の負担を軽減する補足給付があります。

この補足給付について、次のとおり支給対象者の条件が変わります。

- ▷住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（夫・妻）の所得及び預貯金等も勘案されます。
- ▷預貯金など（現金、有価証券なども含む）が、配偶者がいない方は1,000万円以下、配偶者がいる方は合計2,000万円以下であることが要件に加わります。

市役所への申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。
ご不明な点は、介護保険担当にお問い合わせください。



◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112